

サリ・ホイラ『フィンランドのユースワーク』

津富 宏・山本晃史

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第14巻第1号（2015年9月）抜刷

【翻訳】

サリ・ホイラ『フィンランドのユースワーク』

津 富 宏

山 本 晃 史

解題

フィンランドは、ユースワークの先進地域である北欧の一角を占めるが、本文書は、フィンランドにおけるユースワークの全体像を示した示唆の多い資料であり、18歳選挙権が成立した日本におけるユースワークに資することを期待して訳出した。

本文書の出典は、2010年-2013年に、フィンランドとエストニアが共同で行った、プロジェクトMIMO (Moving In, Moving On! Application of Art-Based Methods to Social and Youth Work) の成果をまとめた冊子Moving In! Art-based Approaches to Work with the Youth (Krappe et al., 2012) である (MIMO は、フィンランドとエストニアにおいて、ユースワーカーとアーティストが協働し多様な専門性を生かすユースワークにに取り組んだプロジェクトである)。

著者は、HUMAK応用科学大学・NGOとユースワークの上級講師であるサリ・ホイラである。彼女は、ヘルシンキ市青少年局のユースセンター長、若者部長、国際関係コーディネーターを務めた経歴がある。

本文書は、フィンランドにおけるユースワークの概論として、ここ数十年にわたる法律の発展を通してのフィンランドのユースワーク並びにその目的を論評したものである。

本文書は、「若者は対象か? -いいえ、そうではなく若者と一緒に取り組む」という著者からの問いから始まる。

著者はこの問いに答えて、ユースワークの目標を「能動的市民性に必要なスキルを強化して若者を能動的市民へと成長させ、若者の社会的エンパワメントを援助し、若者

の生活状況を改善すること」とする。これにしたがい、「ユースワークの中心的価値観は、これまでも常に、若者の活動を増加させ、市民としてのスキルを発達させ、個々人の市民性を援助することである。」と定義し、「若者は、ユースワークの対象ではなく、対話的な関係を通して、ユースワーカーによってサポートされる、能動的主体である」とする。すなわち、ユースワークにおいては、若者は対象ではなく能動的な主体、若者が主語である。

本文書は、この目標を達成するために、「ユースワークは、それに関わる若者の興味に応じて異なる幅広い範囲の方法を用いる」ので、「フィンランドの特徴は、数多くのユースワークの専門家がいる」とし、さらに、「ユースワークは若者教育の一部であり、さらに、若者教育の領域は学校教育よりずっと広い-家庭での養育や本人を取り巻く社会の意義に加えて、さまざまな形態のユースワークと市民活動はすべて若者教育の重要な要素である。」とユースワークが担う領域に広さに触れ、最後にユースワークの担い手であるユースワーカーの教育の概観を示している。

本文書の構成は以下のとおりである。

- ・要約
- ・若者は対象か？—いいえ、そうではなく若者といっしょに取り組む
- ・法令におけるユースワーク
- ・ユースワークの目標
- ・成長と自立を援助する
- ・能動的市民性
- ・社会的エンパワメント
- ・ユースワークの理論的フレームワーク
- ・ユースワーカーと被雇用者の教育
- ・結論

出典

Johanna Krappe, Terttu Parkkinen & Anna Tonteri (eds.) Moving In! Art-Based Approaches to Work with the Youth - MIMO project 2010-2013: Reports from Turku University of Applied Sciences 127, 231 p., 2012. Series E. HUMAK Publications 4, 2012

<http://julkaisut.turkuamk.fi/isbn-9789522162267.pdf> から入手可能

サリ・ホイラ『フィンランドのユースワーク』

書誌情報

Sari Höylä

Youth Work in Finland

ISBN 978-952-456-127-3 ISSN 1798-3541 L 1798-3541

Series E, HUMAK publications, 1798-3541; 4, 2012

HUMANISTINEN AMMATTIKORKEAKOULU

© author and HUMAK University of Applied Sciences

Humanistinen ammattikorkeakoulu - HUMAK,

Annankatu 12, 00120 Helsinki Finland

www.humak.fi

humak@humak.fi

著者

サリ・ホイラ、NGOとユースワーク部門上級講師 (Senior Lecturer) HUMAK応用科学大学

サリ・ホイラ (社会科学修士 (M.Soc.Sc)) は、HUMAK応用科学大学の上級講師である。彼女はユースワークとそれが伴うさまざまな実務に広範な実践経験を持っている。彼女は、ヘルシンキ市青少年局で、ユースセンター長、若者部長、国際関係コーディネータを務めた。それらに加え、国際移動センター (Centre for International Mobility) で欧州連合のユースプログラムを担当した。このところは、国際協力関係の仕事と、ユースワーク及び社会的公正に関する修士プログラムの実現に関わっている。

本文

フィンランドのユースワーク

要約

この論文は、フィンランドのユースワークと、立法を通じた、その目的と発展を考察したものである。現在の法律では、ユースワークは、若者の能動的市民性と参加を促

進するという役割を負っている。この他に、ユースワークの重要な目的には、若者の成長と生活環境の改善ならびに、若者の社会的エンパワメントと自立が含まれる。しかし、あくまで、若者はユースワークの対象ではなく、ユースワーカーが対話的關係を通して支える能動的な主体である。ユースワークは、家庭や学校、それを取り巻く社会の教育的責務を支えている、若者教育の一部である。知識や専門的な技術を提供することだけでなく、若者が地域社会や社会の完全なメンバーとして機能する仕方を身に付けられるようにすることも、その目的である。ユースワークは、若者が、自分たちの余暇時間に他の若者といっしょに活動に参加したいという意欲に基づいている。ユースワークは、それに関与する若者の興味に応じて異なる、幅広い範囲の方法を用いる。フィンランドの特徴は、数多くのユースワークの専門家がいるということである。ユースワークの教育は、フィンランドでは、後期中等教育と大学レベルで提供される。政府と自治体はユースワークの予算の手当と実施を監督すると同時に、ユースワークのための枠組み条件を創り出すことにも責任を負っている。若者に影響を与える事柄において、異なる機関は、国および地方の両方のレベルで、分野横断的に協調することが期待されている。国はユースワークのための補助金を提供しているが、自治体がユースワークに費やす額のほうが、国の補助金の数倍は大きい。

キー概念：ユースワーク、ノンフォーマル学習、参加、能動的市民性、社会的エンパワメント、対話的關係

若者は対象か？—いいえ、そうではなく若者といっしょに取り組む

この論文は、フィンランドにおけるユースワークの概観——法律の変更を通して、その目的、法的根拠、発展——を示す。若者教育の枠組みにおいても、ユースワークについて手短かに概観する。加えて、ユースワーカーの教育の概観も、論文の最後で行う。ユースワークの課題、手法、未来は、この論文の視野の外側にある。

ユースワークは若者の主体的な参加に基づいている。ユースワークは学習を助長し、主に、集団や地域社会の中で行われる。ユースワークはそもそもその性質において予防的なものであり、ユースワークに応用される方法の範囲はユースワークに関与する若者自身に基づいている。

ヘルシンキ市青少年局長である、Docent Lasse Siurala (2001) は、ユースワークを、以下の1) から4) によって、市民性への成長を援助し、能動的市民性のためのスキルを開発するものであると定義している。

- 1) 労働市場、文化的な生活、教育、公共の意思決定への参加の促進すること
- 2) アイデンティティ、知識、道徳的な争点のようなトピックについて議論する機会をつくること

- 3) 参加型教育を実践し発展させること
- 4) 実践における参加スキルを発展させること

法令におけるユースワーク

フィンランドでは、ユースワークは、1972年以来、法により統制されることとなった。若者委員会及び自治体のユースワークに対する国の補助金に関する法 (The Act on Youth Committees and State Subsidies for Municipal Youth Work (117/1972)) は、フィンランドにおける若者委員会に関する、法制度の発展の基礎を築いた。自治体における若者委員会は草の根レベルで活動したが、州のユースワーク委員会は州レベルの専門家組織として活動し、国家ユースワーク委員会 (のち、若者問題に関する諮問会議 (Advisory Council for Youth Affairs) と改称) は教育省 (Ministry of Education) の下で活動した。この法律は、自治体がユースワークを組織するための国の補助金——ユースワーカーの給与、若者団体の活動費、若者施設の賃貸費と賃貸価値費、ユースワークに伴う旅費、若者施設の建築と改修に関連する裁量的経費——を確保するものであった。自治体の財政能力区分に従って、要件を満たすユースワーク費用の20%~60%にあたる国の補助金が交付された。当時の法律の下では、若者は7歳~24歳の人であるとされた。

1974年に施行された国家ユースワークのための政府助成に関する法 (The Act on Government Transfers for National Youth Work) (1035/1973)) は、全国的な若者組織のための支援制度を確立した。1986年に施行されたユースワーク法 (The Youth Work Act (1068/1985)) は、先行する諸法におおよそ基づいている。この新法は、若者施設のための、賃貸価値制度に基づく国の補助金を受ける権利を廃止した。学生組織の要請により、若者年齢の上限が29歳へ引き上げられた。加えて、国レベルのユースセンターと、その運営・投資補助金は、法律によって統制されることとなった。1993年の更なる新法の制定に伴い、自治体のための国の補助金制度は、ユースワークに関して大きく変更されることになった。この際、補助金制度は、自治体の財政能力区分とユースワークの対象者に基づくものから、計算式に基づくもの変わった。つまり、自治体に対する国の補助金は、各自治体の29歳未満の住民の人数で決定されることとなった。この法律の目的は、自治体の自律性を高めることで、これはまた自治体における若者委員会に関する法制度の廃止も意味した。その結果、自治体における若者委員会の数は、数年のうちに10個程度にまで急減した (Government Proposal to Parliament for a Youth Act 2005)。

これらの法律に引き続いて、ユースワークを統制することとなった法律は、1995年に施行されたユースワーク法 (Youth Work Act (235/1995)) である。この法律は、ユースワークの範囲を若者政策へと拡張した。この法律では、ユースワークは、市民活動の促進と若者の生活状況の改善をねらいとした活動として定義され、若者活動は、

若者が自らの成長と市民としてのスキルを促進することをねらいとした若者自身による市民活動として定義された。この法律は、若者の年齢範囲を特定しなかったが、国の補助金は引き続き29歳未満の住民の人数で決定された。この法律の下では、ユースワークは、自治体の責任の一部であると規定され、その一方、若者活動は、基本的には若者グループと若者組織の責任であるとされた。ユースワークの調整と発展は、地域（州）レベルの政府事務所（State Provincial Office）によって補助される、教育省の責任であると定義された。教育省では、文化相（Minister of Culture）が、ユースワーク部門とユースワーク自体を担当することとなった（Government Proposal to Parliament for a Youth Act 2005）。

新たな、若者法（Youth Act (72/2006)）は、2006年3月から施行された。新法の「目的は、若者の成長と自立を援助すること、若者の能動的市民性と社会的エンパワメントを促進すること、若者の成長と生活状況を改善すること」である。これらの目標の追求は、「共同性・連帯・反差別・平等、多文化主義・国際主義、健康的なライフスタイル、生命と環境の尊重」に基づいている。

2011年初め、若者法（72/2006）は、若者法を改正する法律（The Act Amending the Youth Act (693/2010)）によって無効となった。この新法は、自治体レベルでの分野横断的な協力の規定(第7章)と、支援を必要としている若者に、成長と自立を促進し、アウトリーチによるユースワークを通じて教育と労働市場へのアクセスを改善する、サービスとカウンセリングを紹介するという規定（第7b章）を含んでいる。国レベルでは、異なる省庁の協力は、すでに、2007年-2011年子ども・若者政策プログラム（Child and Youth Policy Programme 2007-2011）によって進められている。2012年から2015年をカバーする新しい政策プログラムは、2011年12月に承認された。「子ども・若者政策プログラムの目標は、年齢集団にしたがって、子どもと若者の教育と労働市場への、より広範で、平等なアクセスをつくることである。もうひとつの目的は、子どもと若者の能動的市民性と社会参加を促進することである」（Ministry of Education and Culture 2011）。

若者法では、「若者」という用語は29歳未満の人々を指す。自治体ユースワークに対する国の補助金は若者の人数によって決定され、ユースワークの単位費用（unit cost）は教育省によって毎年度決定される（Act on the Financing of the Provision of Education and Culture 1705/2009）。しかしながら、自治体は、その自治体におけるユースワークの焦点領域とターゲットグループを決めることができる。自己統治する存在からなる地方自治の制度が、自治体に対して、ユースワークの組織のあり方を決める権利を与えるのである（Government Proposal to Parliament for a Youth Act 2005）。自治体は、自らのユースワークを特定の年齢層に集中することができ、また、雇用者として雇用するユースワーカーの資格を決定する権利を持つ——法律は、ユースワーカーの資格を規定しない。

フィンランドでは、国（政府）と自治体はユースワークの枠組条件を用意する責任を負っている。ユースワークと余暇の分野は、市民活動、幸福、個人の成長、ならびに、共同性を促進する。ユースワークは若者活動を可能にすること、若者の生活状況を開発すること、若者が社会に参加する機会を確保し広げることに焦点を当てている (Makela 2006, 11-12)。フィンランドの立法は、自治体が、その自治体のユースワークの組織のあり方を決定することを可能としているので、自治体は、2009年には、ユースワークに約1億6000万ユーロを投じた。国の補助金はその額のわずか4～5%に過ぎない (Association of Finnish Local and Regional Authorities 2011a)。

ユースワークの目標

若者法 (72/2006) において、ユースワークは、若者の余暇時間における能動的市民性、ならびに、社会的エンパワメントを促進するものとして定義されている。ユースワークの目的は、若者の成長と自立、ならびに、世代間の相互作用を援助することである。

ユースワークの中心的価値観は、これまでも常に、若者の活動を増加させ、市民としてのスキルを発達させ、個々人の市民性を援助することであり続けてきた。(e.g. Telemaki 1999, 14; Youth Department of the City of Helsinki 2001; Youth in Finland 2004, 28; European Commission 2010, 8)。現在、これらの要求はさらに強調され、あるいは、再定義されつつある。ユースワークおよびユースワークが提供するノンフォーマル学習は、フィンランドにおいては広く認知されている——ユースワークに関する最初の法律は40年近く前に承認された。ユースワークは、若者教育の一部であり、よって、学校や家庭で、また、それ以外の若者の学習環境で行われる若者教育を支える存在である。ユースワークにおける強力な専門職化によって、ユースワークの目的は、より明瞭に定義されることとなった。教育文化省 (Ministry of Education and Culture) は、国としてのユースワークを次のように定義している。国としてのユースワークは、若者の社会参加を支え若者の周縁化を防がなければならない。ユースワークは、伝統的に予防的でありエンパワメント的なものである。共同性を促進する実践をもとに、ユースワークは、社会と地域社会のメンバーとしての個人の成長を援助する。若者法の定めるところにより、今日のユースワークと若者政策は、能動的市民性を促進すること、若者の生活状況を改善すること、社会的に若者をエンパワメントすることに焦点を当てている。分野横断的な協力とアウトリーチによるユースワークに関する若者法の章は、とりわけ若者の生活状況を改善すること、若者の成長を社会的エンパワメントを支えることに言及している (Aaltonen 2011, 17)。

ユースワークは、若者自身の自主的な参加という特徴をもつ教育活動として定義することができる。ユースワークの目的は、若者コミュニティへの参加を促進する能

動的市民性である。ユースワークの質は、ユースワーカーに適切な研修を提供することによって改善することができる。ユースワークは、自治体や地域における組織、ならびに、若者組織やその他の若者グループによって実施することができる (Siurala 2005, 51)。

成長と自立を援助する

若者を教育することによって、ユースワークは、家庭と学校のもつ教育的責務を下支えしている。ユースワークの方法は、学校外における、目標志向のノンフォーマル学習を可能にすることを目指している。ノンフォーマル教育は、目標志向の自発的な学習を意味する。ユースワークでは、学習はさまざまな環境と状況において行われ、学習は、ユースワークの唯一の活動であるわけでも、イベントの最重要点であるわけでもない。ノンフォーマル学習においては、伝統的な方法を用いて、学習の結果や成果を記録したり評価することはめったにない (Chisholm 2005)。

ユースワークは、若者の生活管理スキルを改善することをねらいとしている。しかしながら、ユースワークの目的は、若者の生活を管理することではなく、若者が自分自身の生活とその管理に責任を持つように後押しすることである。ユースワークは、若者に対して、自分自身の生活を管理するのに必要な手段と情報を提供することによって、若者をエンパワーすることを目指している。こうすることはまた、若者のアイデンティティ形成の援助となる。

大学教員である Erja Anttonen は文化的ユースワークという場に注目した (Anttonen 2012, 34)。文化的ユースワークという用語は、用いられる手法が、ユースワークに関与する若者自身の活動に由来するユースワークを意味する。同様に、MIMOプロジェクトは、若者の社会的排除を防ぐために、文化的ユースワークにおいて、アートに基づく方法を開発し活用することに焦点を当てる (MIMO - Moving In, Moving On 2011)。

能動的市民性

今日、若者の社会参加を促進することはユースワークの重要な要素であって、能動的市民性のためのスキルを発達させる。参加と関与は、ユースワークの枠組みや発展を議論する、あらゆる文脈において用いられる用語である (e.g. Youth Department of the City of Helsinki 2001; A New Impetus for European Youth 2002, 23, 33; Youth Act 72/2006; European Commission 2010, 8-9; The Council of the European Union 2009)。

能動的市民性は、経済的、社会的、文化的、政治的生活に主体的に参加することを要件とする。ユースワークにおいては、能動的市民性は、自主的な活動を通して若者が必要なスキルを獲得することを手伝えることも意味する。その目的は、若者の知識を

増やすことだけではなく、能動的市民性において、実践的な経験に加え、熱意やモチベーション、スキルを創り出すことである (Siurala 2005, 45)。

若者の主体的な参加と主体性に対する強い要求は、フィンランド、欧州、そして、それ以外の西洋諸国に広がりつつある。私たちを取り巻く社会では、特に若者における選挙への興味の不足と低い投票率が、懸念をもたらしている。もし若者が、自分たちが持つ投票という民主的な権利を行使しないのなら、若者は自分たちの地域社会や明日の社会に影響を与えることができるのだろうか。

フィンランドでは、子どもと若者が基本的な民主主義の原理を学ぶ場所は、従来から、学校であった。8年生の社会的コンピテンシー、参加、態度の調査である、国際的公民・市民性教育調査 (ICCS: The International Civic and Citizenship Education Study) (Schulz et al. 2010) は、フィンランドの若者は社会問題については優れた知識をもっているが、国際的に比較すると、社会への参加と主体性は相対的に低いことを明らかにした。総合中等学校を卒業するフィンランドの十代の若者は政治や社会に興味を持っていないと主張することもできる。

民主主義と市民性におけるスキルを実践することは、これまでも常に、ユースワークと若者活動の一部であった。若者団体や政治的な若者組織への能動的な参加は、多くの主要な人々に対して、この社会で大きな責任を引き受ける基礎となる経験を提供してきた。しかしながら、若者団体への関心は、若者の間であきらかに減少してきた。また若者団体の会員数も減少してきた。研究者であるSami Myllyniemi (2009, 30-32) の若者の余暇活動に関する研究は、若者がもっとも価値を置いているのは友人と過ごす自発的な自由時間であり、二番目に価値を置いている活動は家族と一緒に過ごす余暇時間であり、ようやく三番目が組織化された市民活動であることを示した。

フィンランド憲法 (731/1999) は、すべての人に、市民社会と政治に参加し自分たちに関する決定に影響を与える権利を保障している。この憲法は、社会の発展と生活環境に関する意思決定に参加し影響を与える個人の権利について繰り返し記述している。この権利は、すべての年齢の人に適用される——唯一の例外は、地方選挙と国政選挙で投票する権利であり、この権利は、現在は少なくとも18歳以上の人々にしか当てはまらない (Nieminen 2005, 39)。

地方自治体法 (Local Government Act) (365/1995) もまた、自治体の住民とサービス利用者に対し、自治体の意思決定に参加し影響を与える権利を保障している。この権利を行使する機会を提供することは、自治体の責任である (Gretschel 2002, 46)。若者法 (72/2006) の第8章は、若者自身に関わる事柄については、若者の意見を聴くことを義務付けている。児童福祉法 (Child Welfare Act) (417/2007) もまた、例えば、児童福祉にかかわる措置の必要性を査定する際に、意見を聴かれるという、子どもの権利をもつことを強調している (e.g. Child Welfare Act, Section 5)。

さらに、フィンランドは、子どもと若者が自らの意見を聴かれ、社会に参加する平

等な権利をもつことを国が保障することを求める、さまざまな国際条約に署名し批准している (e.g. the United Nations Convention on the Rights of the Child 1989) 加えて、国連や欧州評議会、EUのメンバーとして、フィンランドは、若者の社会参加と意思決定に影響を与える機会を促進することを狙いとするさまざまな決定—例えば、『白書「欧州の若者のための新たな一押し」』(A New Impetus for European Youth, the White Paper 2001); 『欧州若者戦略：投資とエンパワメント』(An EU Strategy for Youth - Investing and Empowering 2009); 『若者分野における欧州の協力に関する新たな枠組みのための評議会決議』(Council Resolution on a renewed framework for European cooperation in the youth field 2010-2018)—を批准している。

若者自身に関わる事柄に影響を与えることに対する若者の関心が減少しているという懸念の結果、自治体において若者の参加できる環境が数多く構築されてきた。2011年には、約170の自治体に、活動的なユースカウンシルや同様のグループがあった (Association of Finnish Local and Regional Authorities 2011b)。若者の研究を行っているAnu Gretschel (2002, 86) によると、若者の参加プロジェクトの重要なポイントは、それにかかわる若者自身が重要であると考え問題を扱うことである。プロジェクトとそれが伴う価値について議論した際、若者たちは「自分たち自身に関わる事柄に関して影響を与えもっと多くの意思決定をすること」、意見を聴いてもらうこと、物事を一緒にすること、チームとしての意識を築くこと、何か役立つものをつくり出すこと、「変化を引き起こすこと」、ほかの人の記憶に残る何かをすることを望んでいた。若者の参加を増やすためには、参加を他者とともに学ぶための場所と機会としてみなければならない (Gretschel 2002, 130)。目標が、若者をエンパワメントすることと、彼らを意思決定者にするのであるのなら、プロジェクトを創り、デザインし、決定し、実施し、評価することに、若者を巻き込まなければいけない (Gretschel 2011, 39)。

社会的エンパワメント

若者法 (72/2006) によると、社会的エンパワメントとは、若者を対象とし、生活管理スキルを改善し排除を予防することを目的とする手段を指す。ユースワークは、大まかに言って、個人と集団の両方のレベルにおける若者の社会的エンパワメントを目的とする集団活動である。初期のユースワークでは、ボランティアとユースワークに関心がある人々は、実践経験を通じて、ユースワークの有資格者となることができた。ただし、その時期においても、ユースワークの活動は、若者とリーダーの強力な協働関係によって推進されていた。その当時は、この関係は、2人の実際の相互作用 (対話) を基づいているとは限らなかった。しかし、今日のユースワークでは、実際の相互作用は、若者とリーダーとの教育的関係を築くための絶対条件である。マルティン・

ブーバー (Martin Buber) (1993, 初出は1923) の対話の存在に関する有名な論考によると、対話的關係 (我-汝) は、相互尊重と平等にのみ基づくことができる。關係が非対話 (我-それ) であれば、その關係は教育的な相互作用を不可能にしてしまう (Buber 1993; Varri 2002, 63-64)。

ユースワークは若者の余暇時間に行われ、ユースワークの活動に参加することは自発的である。学校や仕事以外の時間にどの活動に参加するかを決めるのは、若者自身である。この根本的な原理——ユースワークは若者にとって魅力的でなければならない——が、ユースワークに求められる多くの質的な要件を定めている。若者とリーダーとの出会いにおける「我-それ」の關係すなわち主体-客体の關係は若者の参加を促進することがなく、また、ユースワークと競合する (商業的な) 活動で満たされているこの困難な環境において、必要となる前提条件を創りだすことができない。ユースワークにおいては、学習者と教育者との対話に基づいた教育的な關係をはぐくむことが重要である。さらに、ユースワークはその本質において集団や地域社会での活動を伴うので、若者教育においては社会教育的な關係が絶対に必要である。社会変化の結果として、社会的エンパワメントとそれが随伴する共同性は、再び、ユースワークの重要な対象領域になっている。確かに、地域社会の潜在的な教育力は、ユースワークにとって非常に重要である。ユースワークの目的は、若者が、自らの意見を意思決定において求められる存在でもある、社会の十全なメンバーとなるようエンパワメントすることである。エティエンヌ・ウェンガー (Ethienne Wenger) (1999, 5) によると、異なったコミュニティにおける社会参加は若者のアイデンティティ形成と社会的学習の助けとなる。実践的なスキルとアイデンティティの構築に加えて、社会的学習には、学習経験が若者にとって創りだす意味だけでなく、若者が所属する地域社会自体が含まれる。

社会的エンパワメントの目標は、社会的排除の予防である。排除の概念はユースワークと若者教育の分野ではよく知られている。社会的排除は、若者のバックグラウンドや社会的経済的な状況に関わらず、すべての若者に平等な機会を用意することで防ぐことができる問題とみなされてきた。しかしながら、近年、社会的排除を防ぐより効果的な方法は、まったくのスタート時点から、すべての人による平等かつ差別のない参加を促進することであることが明らかになってきた。このパラダイム変化は包摂という概念によってもっともよく示されている。

ユースワークの理論的フレームワーク

ユースワークは若者教育の一部であるが、若者教育はフォーマルな学校教育の一部と見なされることが少なくない。しかしながら、若者教育の領域は学校教育よりもずっと広い——家庭での養育や本人を取り巻く社会の意義に加えて、さまざまな形態のユースワークと市民活動はすべて、若者教育の重要な要素である (Nivala &

Saastamoinen 2007, 8)。

タンペレ大学の若者研究とユースワークの教授であるJuha Nieminen (2007a, 39) は、若者教育は独立した科学分野となることを必ずしも目指すべきではないと主張している。にもかかわらず、教育科学の一つの下位分野として、若者教育は十分な地位と資源を獲得すべきである。Nieminenによると、科学分野としての若者教育とユースワークの地位は、政治的な争点でもある。

Nieminen (2007b, 21-27) はフィンランド社会におけるユースワークの責務を分析し、いくつかの基礎的な機能を見いだした。ユースワークの第一の主要な機能は社会化——若者が社会と文化のメンバーになることを助けること——である。ユースワークの第二の重要な機能は若者のアイデンティティ形成において役割を果たすことである。第三の機能は、若者の社会化とアイデンティティ形成において起きる不十分さを補うことである。ユースワークは問題をもった若者を社会に結び付け、あるいは、個人的な潜在的能力に実現するように助け支えることを目指している。ユースワークの第四の重要な機能は資源提供と分配である。言い換えると、公的資源の分配に影響を与えることは、ユースワークの責務である。

東フィンランド大学のソーシャルワークと社会教育学の教授であるJuha Hamalainen (2007, 173) は、社会教育学におけるユースワークには多くの見方があると考えている。社会教育学の枠組み、理論、伝統は、ユースワークの確かな理論的基礎を提供している。社会教育学は、社会における教育活動としての若者教育とユースワークの概念化と、社会の一領域としての若者教育とユースワークのその発展を支える (Hamalainen 2007, 174)。今日、若者の参加は、社会教育学的活動を通して、また、社会教育学的活動とともに進められるようになっています。教育活動は社会教育学の方法の特徴である。教育活動が個人、共同性、内省、経験学習の原理を支持しており、それゆえ、教育活動は社会教育学的方法の特徴づけるものである (Hamalainen 1999, 77)。

学校外でなされる学習におけるユースワークの役割は、社会変化の結果、ますます重要になっている。学校学習のほとんどはもはや単に先生中心ではないが、一方、ユースワークは学習者と周辺世界との関係をつよく強調している。ユースワークにおいて生じるノンフォーマル教育は、非常に目的志向で、家庭での成育と学校でのフォーマル教育の両方に対して価値あるサポートを提供することができる。しかしながら、ユースワークは自発性に基づいていて、リーダーは常にコーチの役割を果たす。ユースワーカーは、若者を援助し、元気を与え、勇気づけ、活性化する。スウェーデン的な考え方では、ユースワーカーの仕事は、児童・若者福祉で働く社会教育の専門家の仕事と同じである (Eriksson & Markstrom 2000, 74)。社会参加と生活管理は、若者の能動的市民性と民主主義の原則の採用の不可欠な部分である。その目的は、若者に対して、良質の生活管理スキルを提供することで、彼らが、自分自身の生活を管理し自

分自身と自らの生活に責任をもてるようにすることである。Hamalainen (2007, 177) は、個人心理学の枠組みにおけるユースワークを、アイデンティティ形成に向けて個人的成長をするように若者を援助することであると定義している。社会教育学では、ノーマライゼーションの概念は、包摂を通して、自らの生活のコントロールを失い、あるいは、その他の問題に直面している人々の平等な地位と機会を回復させることを意図した行為や手段を指す (Eriksson & Markstrom 2000, 127)。

ユースワークにおいては、能動的市民性の強化は、主体性、活動、参加、平等、民主主義について学ぶことを意味する。また、アイデンティティ形成、権利、義務、多様性に関する問題も、生活管理、エンパワメント、普遍的人権は能動的市民性と密接に関連しているが、上記で述べた問題はすべて、ユースワークと若者教育の不可欠な一部である。ユースワークは総合的な社会教育の一部である——若者教育の一要素として、ユースワークは、教育であり、同時に、教養を築く過程の一部でもある (Hamalainen 2007, 183)。

フィンランドのユースワークは、これまでずっと、若者活動と若者との出会いを強調してきた。ほんの数10年前には、大半のユースワーカーは、実践経験を通じて、自らの仕事における有資格者となることができた。よって、若者活動は、基本的には、経験を通じて発展したモデルに基づいていた。経験は、しばしば、良質で一貫した実践をもたらしたが、しかし、理論的枠組みが欠けていたため、間違った種類の活動を生み出した。若者自身が意欲を持ってない活動や大人のリーダーによってあまりにも徹底的に計画され組織された活動はそもそも若者活動と呼ばれるべきではない。

ユースワーカーと被雇用者の教育

ユースワーカーは、広い範囲にわたる業務内容を伴うノンフォーマル教育環境において、若者と活動する。ユースワーカーは、若者との個人的な触れ合いを通じて活動することによって、また、グループワークの手法を用いることによって、若者の個人的・社会的な発達を援助する。若者のスキルを発達させることはユースワークの究極のゴールとなりうるが、その一方、ほとんどの場合、ユースワーカーは、その仕事において、社会教育やソーシャルワークのアプローチを採用する。多くの場合、これらの役割と業務内容は相互に関連している (Chisholm 2005)。

2005年、フィンランドでは、ユースワークと早期児童教育において、若者分野に関係する職業で働いている人が約7,000人いた (Makela 2006, 29)。そのうち2,600～2,700人がユースワークにかかわっており (Aaltonen 2006)、1,700人は教会で働いており (Hoikkala & Sell 2007,13)、約500人が若者組織にいた (Aaltonen 2006)。これらに加えて、フィンランドでは、膨大な数の人々が若者団体や若者組織のボランティアとして、若者活動の組織化を主体的に手伝っている。

フィンランドのユースワークの専門職とボランティアは、フィンランドの法律を遵

守して、若者とともに活動する用意がどれだけ整っているのだろうか。社会における価値が硬直化し、自らの生活上の選択に対する個人の責任が大きくなるに伴い、若者の成長を援助し、若者が自分と仲間である市民の幸福を大事にできる能動的市民になるよう手助けすることは決定的に重要である。

フィンランドでは、ユースワークと余暇活動の分野におけるさまざまな立場で働くための資格を付与する、いくつかの学位プログラムがある。「若者及び余暇指導の職業資格 (Vocational Qualification in Youth and Leisure Instruction)」(120週)は、修了者に対して、若者の指導者や余暇の指導者として働くことができる資格を与える。この後期中等教育(高校)での資格は、フィンランド各地のいくつかの教育機関で修了することができ、また、実務能力に基づいた資格として得ることもできる(Finnish National Board of Education 2011)。資格を持っている人々は、「指導し、発奮させ、動機付け、教育するだけでなく、目的志向でかつ体験型の活動を組織することができる」と期待されている(Makela 2006,12)。「子どもと若者のための特別ニーズ指導に関する上級資格 (Further Qualification in Special Needs Instruction for Children and Young People)」を持っている人々は、教育、指導、組織化を伴う立場で働くことができる。「市民活動及びユースワークにおける学位プログラム (Degree Programme in Civic Activities and Youth Work)」(210 欧州互換単位)は、応用科学大学を修了することができる学位のひとつである。実際に得ることができる学位の名称は、コミュニティ教育士・人文学士 (Community Educator, Bachelor of Humanities) である。このプログラムはHUMAK応用科学大学 (HUMAK University of Applied Sciences)、ミッケリ応用科学大学 (Mikkeli University of Applied Sciences)、中央オストロボスニア応用科学大学 (Central Ostrobothnia University of Applied Sciences)、ノビア応用科学大学 (Novia University of Applied Sciences) で取得することができる。学士の学位を持っていて、少なくとも3年間、この分野で働いた経験がある人は、「NGOとユースワークの修士プログラム (Master's Degree Programme in NGO and Youth Work)」(90欧州互換単位)に応募することができる。取得できる学位の名称は、コミュニティ教育士・人文修士 (Community Educator, Master of Humanities) である。このプログラムは、HUMAK応用科学大学とミッケリ応用科学大学で受けることができる。加えて、HUMAK応用科学大学は、「ユースワークと社会的公正の英語過程の修士プログラム (English-language Master's Degree Programme in Youth Work and Social Equality)」(90欧州互換単位)を提供している (Curricula of universities of applied sciences 2011-2012, 詳細は「文献」を参照)。加えて、タンペレ大学 (University of Tampere) は「ユースワークと若者研究の修士プログラム (Master's Programme in Youth Work and Youth Research) (120欧州互換単位)」を提供しており、同大学の異なる学位プログラムに出席してい

る学生は、「ユースワークと若者研究」に関する科目群（60欧州互換単位）に出席することができる（University of Tampere 2011）。

若者委員会及び自治体のユースワークに対する国の補助金に関する法（117/1972）においては、自治体に対する国の補助金は、ユースワークで働く職員に対して設定された資格要件に従って決められていた。しかしながら、現在では、ユースワーカーのための資格要件は、もはや法律には定められていない。今日、ユースワークは、自治体の責任として定義されている。自治体は、自らの自治体におけるユースワーク活動の焦点領域、かつまた、ユースワーク職員の数と資格要件を決めることができる。雇用主がユースワークにおける被雇用者の資格要件を決める権利を持っているという事実は、求められる教育のタイプに多様性をもたらす。結果として、現在ユースワークの分野で働いている人々には、文化芸術学士（Bachelor of Culture and Arts）や社会サービス学士（Bachelor of Social Services）など、ユースワーク以外の種類の学位を持っている人もいる。

福音主義ルター派教会のユースワーカーの教育要件は、フィンランド福音主義ルター派教会の司教会議の求める、90欧州互換単位からなる教会研究の単位群を含む、社会サービス学士ないし人文学士である。若者・余暇教育における職業資格があっても、教会のユースワーカーとして働く資格としては認められない（Mäkelä 2006, 15）。

多くの若者組織は、そのメンバー、特に、指導者やリーダーとして参加しているメンバーに対して、研修を提供している。たとえば、フィンランドスカウト連盟（the Guides and Scouts of Finland）は、年齢層に配慮しつつ、ボランティアによる若者活動のための若者指導者の研修を行っている。

結論

ユースワークを統制している法律の発展は、今日のユースワークの基礎を築いた。直近の若者法（72/2006）は、自治体に対して、その自治体のユースワークに対する広範な自律性を与えている。各自治体は、その自治体のユースワークの焦点領域と対象集団を決める権利を与えられている。ユースワークは、能動的市民性に必要なスキルを強化して若者を能動的市民へと成長させ、若者の社会的エンパワメントを援助し、若者の生活状況を改善することを目指している。2011年から施行されている、若者法を修正する法（693/2010）は、若者に影響を与える事柄と若者が求める援助に関して、分野横断的な協力の必要性を強く強調している。

若者は均質なグループではない。このことは、今後とも、異なった種類の参加と経験のための機会を、積極的に発展させる必要があることを意味している。「若者は、伝統的な政治を意思決定に影響を与えるための道筋とは見ていない」、そして、若者は政党を信用していない。政党は、普通の人々と普通の人々の問題からかけ離れているものとして認識されている（Helve 2002, 232; Helve 2007, 297）。このため、若者

は政党、投票、あるいは、NPOへの参加に関心を持っていない。たとえ、若者が社会の構造を信用していないとしても、若者を民主的な意思決定ができるよう成長することを助けることは、社会全体が課された課題である。若者は、他の人々によってすでになされてしまった決定を必ずしも受け入れるわけではない——若者は、自分たちによる、自分たちにとっての解決策を探している。これまでの世代は物質的な福祉国家を建設するという決意をしたが、一方、「今日の若者は、自分たちによる、自分たちにとっての生活の物語とプロジェクトを作っている」(Helve 2002, 232)。ユースワークが活動する環境が単一ではなくなり、また、発展し続けているため、ユースワークは時代の変化に追いついていかなければならない。

若者教育におけるノンフォーマル教育としてのユースワークという分野はとても広大で挑戦すべき課題も多い。フィンランドのユースワーク分野は、歴史的には、活動を通して若者と出会うスキルを身につけたボランティアの若者リーダーによって担われてきたが、今日のフィンランドのユースワークの専門職は、訓練を受けた専門職である。

文献

Aaltonen, Kimmo 2011. Nuorisopolitiikka [Youth Policy]. In Aaltonen, K. (ed.) Nuorten hyvinvointi ja monialainen yhteistyö [Youth well-being and cross-sectoral collaboration]. Helsinki: Tietosanoma, 16-19.

Aaltonen, Kimmo 2006. Cultural Counsellor, Department for Youth Policy, Ministry of Education. E-mail reply to inquiry 29.9.2006.

Act on the Financing of the Provision of Education and Culture 1705/2009.

Act on Youth Committees and State Subsidies for Municipal Youth Work 117/1972.

Anttonen, Erja 2012. Visible to Oneself and Others - A Youth Work Perspective to Art and Cultural Education. In Krappe Johanna, Parkkinen, Terttu & Tonteri, Anna. (eds.) Moving In! Art-Based Approaches to Work with the Youth. Turku: Turku University of Applied Sciences, 33-45.

Association of Finnish Local and Regional Authorities 2011 a. Lausunto eduskunnan sivistysvaliokunnalle 27.09.2011 [Statement to the Education and Culture Committee of the Finnish Parliament, 27 September 2011].

Accessed on 18.10.2011 at

<http://www.kunnat.net/fi/Kuntaliitto/yleiskirjeet-lausunnot/lausunnot/2011/Sivut/Opetus--ja-kulttuuriministeri%C3%B6n-selvitys-nuorisopolitiikan-tavoitteista.aspx>.

Association of Finnish Local and Regional Authorities 2011 b. Youth work.

Accessed on 20.10.2011 at

<http://www.kunnat.net/FI/ASiantuntijapalvelut/OPEKU/KULTI/NUORISO/Sivut/default.aspx>.

Buber, Martin 1993. *Minä ja sinä* (Initial Ich und Du, 1923.) [I and Thou] Translated by Jukka Pietilä. Helsinki: WSOY.

Child Welfare Act 417/2007.

Chisholm, Lynne 2005. Bridges for Recognition. Recognising non-formal and informal learning in the youth sector. Terminology Cheat Sheet.

Accessed on 20.10.2011 at

http://youth-partnership-eu.coe.int/youth-partnership/documents/EKCYP/Youth_Policy/docs/Youth_Work/Policy/Bridges_for_recognition_n.pdf

Constitution of Finland 731/1999.

The Council of the European Union 2009. Council Resolution of 27 November 2009 on a Renewed Framework for European Cooperation in the Youth Field (2010-2018).

Accessed on 20.10.2011 at http://ec.europa.eu/youth/pdf/doc1648_en.pdf

Curriculum of Central Ostrobothnia University of Applied Sciences.

Accessed on 20.10.2011 at

https://soleops.cou.fi/opsnet/dis/fi/ops_KoulOhjSel/tab/tab/sea?koulohj_id=2003821&ryhmyyp=1&lukuvuosi=2003607&stack=push

Eriksson, Lisbeth & Markstrom, Ann-Marie 2000. *Den svårfångade socialpedagogiken* [The elusive social pedagogy]. Lund: Studentlitteratur.

European Commission 2010. Youth in Action Programme guide. Education and Culture DG, Youth in Action Programme.

Accessed on 14.10.2011 at

http://ec.europa.eu/youth/youth-in-action-programme/doc/how_to_participate/programme_guide_11/programme-guide_en.pdf

Finnish National Board of Education 2001. Nuoriso - ja vapaa - ajanohjauksen perustutkinto 2001. Ammatillisen peruskoulutuksen opetussuunnitelman ja näyttötutkinnon perusteet perusteet [Vocational Qualification in Youth and Leisure Instruction 2001: framework for a curriculum in vocational upper secondary education and training and competence-based qualification]. Helsinki: Finnish National Board of Education.

Government Proposal to Parliament for a Youth Act and the Amendment of Section 1 of the Act on the Financing of the Provision of Education and Culture. 28/2005.

Gretschel, Anu 2002. Kunta nuorten osallisuusympäristönä [Municipality as young people's participation environment]. Jyväskylä: University of Jyväskylä.

Gretschel, Anu 2011. Nuorisotalo mahdollistavana lähiyhteisönä. Nuorten näkökulma [Youth centre as an enabling local community. Young people's perspective]. Youth Department of the City of Helsinki, Publications 3/2011. Helsinki: Youth Department of the City of Helsinki.

Helve, Helena 2002. Arvot, muutos ja nuoret [Values, change and young people]. Helsinki: Yliopistopaino.

Helve, Helena 2007. Arvojen muutos nuorisokasvatuksen haasteena. In Nivala, Elina & Saastamoinen Mikko (eds.). Nuorisokasvatuksen teoria - perusteita ja puheenvuoroja. Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society, Publications 73. Helsinki: Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society & University of Kuopio, Department of Social Work and Social Pedagogy, 276-312.

Hoikkala, Tommi & Sell, Anna 2007. Preface. In Hoikkala, Tommi & Sell, Anna 2007. (eds.). Nuorisotyötä on tehtävä. Menetelmien perustat, rajat ja mahdollisuudet [Youth work must be done: foundation, limits and opportunities of different methods]. Helsinki: Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society, Publications 76. Helsinki: Finnish Youth Research Network.

HUMAK University of Applied Sciences 2011. Study Guide 2011-2012. Accessed on 20.10.2011 at <http://www.humak.fi/sites/default/files/liitteet/humak-opintoopas-2011-2012.pdf>

Hämäläinen, Juha 1999. Johdatus sosiaalipedagogiikkaan [Introduction to social pedagogy]. University of Kuopio, Training and Development Centre. Teaching publications 1 /1999. Kuopio: University of Kuopio.

Hämäläinen, Juha 2007. Nuorisokasvatuksen teoria sosiaalipedagogisessa kehyksessä [Youth education theory in a socio-pedagogical framework]. In Nivala, Elina & Saastamoinen Mikko (eds.) Nuorisokasvatuksen teoria - perusteita ja puheenvuoroja [Youth education theory - principles and arguments]. Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society, Publications 73. Helsinki: Youth Research Network/Youth Research Society & University of Kuopio, Department of Social Work and Social Pedagogy, 169-200.

Local Government Act 365/1995.

Mikkeli University of Applied Sciences Study Guide 2011-2012. Accessed on 20.10.2011 at http://opas.mamk.fi/opinto-opas_11

MIMO- Moving In, Moving On! Project of Art Based Methods to Social and Youth Work. Accessed on 20.10.2011 at <http://mimo.turkuamk.fi/>

Ministry of Education and Culture 2011. Lapsi- ja nuorisopolitiikan kehittämisohjelma lausunnolle]. Press release. Accessed on 18.10.2011 at

http://www.minedu.fi/OPM/Tiedotteet/2011/09/lanuke_lausunokierrokselle.html

Myllyniemi, Sami 2009. Aika vapaalla: nuorten vapaa-aikatutkimus 2009. [Leisure time: study on young people's leisure time 2009]. Youth Research Society/Youth Research Network, Publications 92. Advisory Council for Youth Affairs, Publications 40. Helsinki: Ministry of Education, Youth Research Society/Youth Research Network & Advisory Council for Youth Affairs.

Mäkelä, Keijo 2006. Nuotta 2015: Nuorisoalan koulutustoimikunnan alaisen koulutuksen tarveselvitys [Training needs assessment for the National Education and Training Committee for Youth Work 2015]. Finnish National Board of Education, handout 8/2006. Helsinki: National Board of Education.

A New Impetus for European Youth 2002. European Commission White Paper. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Commission.

Nieminen, Juha 2007 a. Puuttuva lenkki -Nuorisokasvatus tieteen kentässä, kasvatuksen teoriassa ja nuorisotyön kehyksenä [The missing link: youth education in the academic field, education theory and as a framework for youth work]. In Nivala, Elina & Saastamoinen Mikko(eds.) Nuorisokasvatuksen teoria - perusteita ja puheenvuoroja [Youth education theory - principles and arguments]. Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society, Publications 73. Helsinki: Youth Research Network/ Youth Research Society & University of Kuopio, Department of Social Work and Social Pedagogy, 30-63.

Nieminen, Juha 2007 b. Vastavoiman hahmo -nuorisotyön yleiset tehtävät, oppimisympäristöt ja etos [A counterforce character: general duties, learning environments and ethos of youth work]. In Hoikkala, Tommi & Sell, Anna (eds.) Nuorisotyötä on tehtävä. Menetelmien perustat, rajat ja mahdollisuudet [Youth work must be done: foundation, limits and opportunities of different methods]. Finnish Youth Research Network/Finnish Youth Research Society, Publications 76. Helsinki: Youth Research Network, 21-43.

Nieminen, Liisa 2005. Nuoren perus- ja ihmisoikeudet ihmisoikeudet [Young people's basic and human rights]. In Litmala, Marjukka & Lohiniva-Kerkelä, Mirva (eds.) Nuoren oikeudet [Young people's rights]. Helsinki: Edita Publishing Oy, 9-61.

Nivala, Elina & Saastamoinen Mikko (eds.) 2007. Nuorisokasvatuksen teoria- perusteita ja puheenvuoroja [Youth education theory - principles and arguments]. Youth Research Network/Youth Research Society, Publications 73. Helsinki: Youth Research Network/ Youth Research Society & University of Kuopio, Department of Social Work and Social Pedagogy.

Novia University of Applied Sciences 2011. Curriculum.

Accessed on 18.10.2011 at

<http://www.novia.fi/medborgaraktivitet-och-ungdomsarbete/> and

<https://intra.novia.fi/laroplaner/20112012/?id=3398>

Schulz, Wolfram; Ainley, John; Fraillon, Julian; Kerr, David & Losito, Bruno 2010. Initial Findings from the IEA International Civic and Citizenship Education Study. Amsterdam: IEA.

Accessed on 18.10.2011 at

<http://iccs.acer.edu.au/index.php?page=initial-findings>

Siurala, Lasse 2001. Young people as creators of cultural space. Presentation at the cultural youth work seminar "Culture flows" held in Kauniainen on 5-6 November 2001.

Siurala, Lasse 2005. A European framework of youth policy. Brussels: Directorate of Youth and Sport, Council of Europe Publishing.

Telemäki, Martti 1999. Taitava nuorisonkasvattaja. Suomalainen nuorisotyö 1940-luvulta tähän päivään tekijöidensä kokemanakokemana [Skilled youth educator: Finnish youth work from the 1940s to today from the perspective of youth work actors]. Publications of the Kajaani Department of Teacher Education of the University of Oulu. Series A: Research Series 19/1999. Kajaani: Kajaani Department of Teacher Education.

University of Tampere 2011. Study Guides of University of Tampere 2011-2012: Youth Work and Youth Research.

Accessed on 20.10.2011 at

<https://www.uta.fi/opus/oppiaine.htm?opsId=120&uiLang=fi&lang=fi&lvv=2011&aine=NTYO>

Värri, Veli-Matti 2002. Hyvä kasvatusta - kasvatusta hyvään. Dialogisen kasvatuksen filosofinen tarkastelu erityisesti vanhemmuuden näkökulmasta [Good education - good upbringing: philosophical study of dialogic education from the perspective of parenthood]. Tampere: Tampere University Press.

Wenger, Ethienne 1999. Communities of Practice. Learning, Meaning, and Identity. Cambridge: Cambridge University Press.

Youth Act 72/2006.

Youth Department of the City of Helsinki 2001. Strategic Goals of the Youth Department. Helsinki: Youth Department of the City of Helsinki.

Youth in Finland 2004. Ministry of Education publications. Helsinki: Helsinki Ministry of Education.

Youth Work Act 1068/1985.

Youth Work Act 235/1995.